

- ◇管理されていない老朽化した空き家が年々増えていて、全国的にも問題化。
- ◇高崎市では空き家の解体や活用について各種「助成制度」を実施しています。(予算有)

## 空き家の **管理** **解体** **活用** を **支援してくれます**

### 1 空き家のまま“**管理**”したい

#### 制度1:空き家管理助成金

➡空き家の建物の管理や敷地内の除草にかかった費用の一部を助成します。

かかった費用の2分の1・上限は20万円です

### 2 空き家を“**解体**”したい

#### 制度2:空き家解体助成金

➡空き家の解体費用の一部を助成します。

かかった費用の5分の4・上限は100万円です

#### 制度3:空き家解体跡地管理助成金

➡解体跡地の除草等にかかった費用の一部を助成します。

かかった費用の2分の1・上限は20万円です

### 3 空き家を“活用”したい

#### 制度4：地域サロン改修助成金

➡空き家を高齢者や子育て世代の方々が気軽に利用できる地域サロンとして活用する場合、改修費用の一部を助成します。

かかった費用の3分の2・上限は500万円です

#### 制度5：空き家活用促進改修助成金

➡空き家を住居として活用する場合、改修費用の一部を助成します。

かかった費用の2分の1・上限は200万円です  
※倉渕・榛名・吉井の場合は改修費用の2分の1、上限500万円

#### 制度6：空き家事務所・店舗改修助成金

➡空き家を事務所や店舗として活用する場合、改修費用の一部を助成します。

かかった費用の2分の1・上限は500万円です

※各制度によって、空き家等の要件、提出書類や申請方法などが異なります。

※工事等着工後の申請は受付いただけません。

※高崎市では、空き家の紹介は行っておりません。

詳しくお問い合わせ先は…

高崎市役所 住宅建築課  
住宅管理担当

☎ 027-321-1314